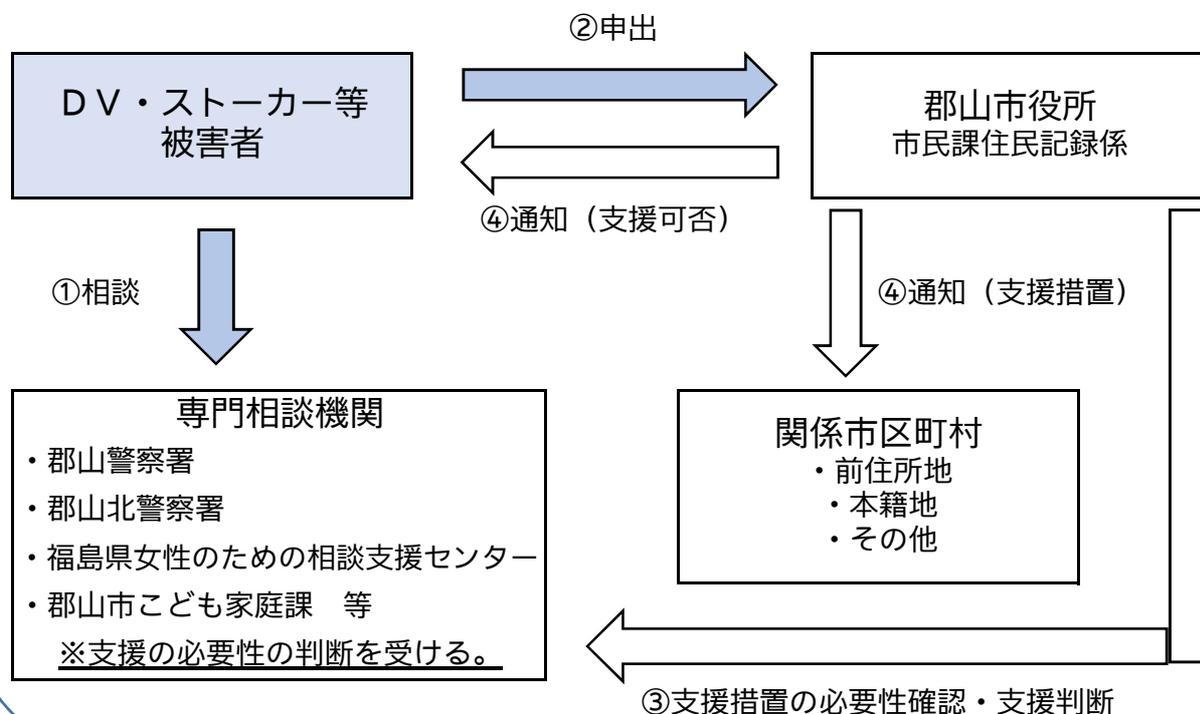


支援措置を受けるための手続きの流れ



◆保護命令決定書、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面、判決文などの文書をお持ちの方は、①の相談は必要ありません。直接、市民課へお越してください。

◆事前に警察署等への相談を行っていて、支援の必要性の判断を受けている場合は、改めて相談する必要はありません。

◆申し出の際、本人確認書類として、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が必要になります。

◆支援措置期間は、申出の日（※）から起算して1年となります。
※事前に警察署等への相談を行っていて、支援の必要性の判断を受けている場合となります。

◆支援措置期間内において、申出の内容（住所、氏名、本籍等）に変更が生じた場合には、変更の申出が必要になります。

【主な相談機関連絡先】

・郡山警察署生活安全課（郡山市字城清水23番地）	TEL 024-922-2800
・郡山北警察署生活安全課（郡山市富田東三丁目109番地）	TEL 024-991-0110
・福島県女性のための相談支援センター（福島市上浜町6-3）	TEL 024-522-1010
・郡山市子ども家庭課（ニコニコ子ども館3階）	TEL 024-924-3341

事務担当 郡山市市民部市民課住民記録係 電話 024-924-2131